

大震災2ヶ月：東北3県の公立小・中・高生の 死者424人、行方不明者82人以上！

被災児童生徒の公立学校での受入れは、9,433人。
受験生の『調査書』作成不能には、卒業証明書等の“代替措置”！

旺文社 教育情報センター 23年5月12日

23年3月11日の東日本大震災と福島第一原発事故から2ヶ月が経過した。復旧・復興、支援等の動きが日ごとに活発になってきている。

しかし、原発事故は予断を許さない状況が続いている。

岩手・宮城・福島の東北3県における小・中・高校生の死者は424人、行方不明者は82人以上に及ぶ(5月中旬現在)。また、ほとんど東北3県で占められている被災児童生徒の公立学校での受入れ人数は9,433人にのぼる(4月22日現在)。被災地を中心に、就学環境や学校の教育態勢などが3・11を境に一変したところも多い。

現時点での東北3県における児童生徒の犠牲者の状況、被災した児童生徒の受入れ状況、被災児童生徒の受入れに伴う証明書類等の取扱い、及び『学校基本調査』等の文科省調査と東日本大震災の影響などについてまとめた。

1. 東北3県の公立小・中・高校生の犠牲者の状況

23年5月中旬現在、岩手・宮城・福島の東北3県における東日本大震災による公立小・中・高校生の死者は424人、行方不明者は82人以上に及ぶ。(表1参照)

犠牲者の多くは地震発生時(午後2時46分)、下校途中や下校後に自宅等で津波に遭ったものとみられ、学校内に残っていた者は上階に避難するなどして被害を免れたケースもあったようだ。

●東北3県の公立小・中・高校の震災による犠牲者数(23年5月中旬現在) (表1)

県名	死 亡 (人)					行 方 不 明 (人)				
	小学	中学	高校	特別	計	小学	中学	高校	特別	計
岩 手	16	14	39	3	72	5	1	13	0	19
	154	61	67	5	287	29	14	20	0	63
宮 城	24	15	25	1	65	(非公表)				
	24	15	25	1	65					
福 島										
合 計	194	90	131	9	424	34	15	33	0	82

注. ① 各県教育委員会調べ。岩手県は5月10日、宮城県は5月12日、福島県は5月9日現在。
② 福島県の行方不明者数については非公表。 ③ 表中の「特別」は特別支援学校。

都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、公立学校における下記の取扱いの趣旨について十分御留意いただくとともに、所轄の学校に対し、本通知の趣旨について御周知いただくようお願いします。

記

1 被災した児童生徒等の公立学校への受入れについて

被災した児童生徒等が域内の公立学校への受入れを希望してきた場合には、可能な限り“**弾力的に取り扱い**”、速やかに受入れること。(注・文中の太字、“ ”、下線は当方で付記)

なお、高等学校等については、入学者選抜における弾力的な対応を行うとともに収容定員を超えた受入れについても特段の配慮をすること。

(項目の2 以下は省略)

- 被災した児童生徒の受入れに関して、上記「通知」文の“弾力的に取り扱い”とはどのようなことなのか。文科省は「指導要録」を例に、その事務手続などを次のように説明している。

<文科省の説明要旨>

基本的に、法令に違反しない範囲であれば、各地方公共団体の実情に応じて可能な手立てをすべてとってよいであろう。具体的な手立てとしては、例えば、

1. 通常の転学手続に必要な書類が揃わない場合でも、就学を希望する児童生徒については可能な限り速やかに受入れを行うこととし、状況が落ち着いてから手続を行う、
2. 市町村教育委員会の判断で簡素化できる手続については簡素化する、
などが考えられるが、これらに限らず、各地方公共団体の積極的な取組が期待される。

その際、**必ず児童生徒の在籍関係（転出先の学校に在籍とするか、元の学校に在籍したままとするか）を明確にした上で受入れ**、児童生徒の不利益にならないよう配慮する。これにより、その後、各学校において**指導要録**に記入する等の際にも、より円滑に行うことができるものと考えられる。

例えば、受入れに当たり、ただちに事務手続ができない場合であっても、対象児童生徒の**氏名、住所、受入れ年月日、受入れ校、元の在籍校等、就学手続上必要と思われる事項**については、記録を残し、転出元の教育委員会等と連絡をとるなどの工夫をするとよい。

また、在籍することとなった児童生徒については**指導要録**を作成する必要があるが、同様に、受入れた時点で**指導要録**を作成して記入できる情報を記入し、後日、元の在籍校からの**指導要録**の写しの送付等を受けて追記していく等の工夫が考えられる。なお、元の在籍校での**指導要録**が紛失した場合には、元の在籍校と連絡を取りながら、可能な範囲で追記し、児童生徒の指導や証明に生かせるよう配慮する。(注・文中の太字は当方で付記)

○ “被災受験生”の『調査書』等の取扱い

被災・避難した児童生徒が、受入れ先の学校から受験(中学・高校・大学等受験)する場合、『調査書』の提出が原則として必要だ。

『調査書』は『指導要録』(高校における保存期間は、入学、卒業等の学籍に関する記録<各教科・科目等の修得単位数の記録含む>は卒業後20年、指導に関する記録は卒業後5

年)に基づいて作成される。そのため、受入れ校では当該の児童生徒の『指導要録』を先ず上記のような手続きによって作成することになる。

- 『調査書』作成が不可能な場合

震災等によって元の在籍校の『指導要録』が消失してしまったため、受入れ校での『調査書』の作成が不可能な場合、大学(短大含む)受験については、『大学入学者選抜実施要項』(毎年度、5月下旬に各国公私立大学長宛に発出される文科省通知)に、次のような“代替措置”が明記されている。

『大学入学者選抜実施要項』の「調査書」について(一部抜粋)

- 7 上記6(注. 指導要録の保存期間を経過)の場合及び廃校・被災その他の事情により調査書が得られない場合には、卒業証明書や成績通信簿を提出させるなど、それに代わる措置を講ずることとし、そのことを募集要項に明記することなどにより周知を図ることが望ましい。

(23年度『大学入学者選抜実施要項』より)

今回の東日本大震災はまさに上記の「被災その他の事情」に該当するため、『調査書』の提出が不可能な被災した大学受験生には“代替措置”が講じられることになろう。大学側には、その旨を募集要項等で周知することが望まれる。

なお、既卒者においても同様の措置が講じられることになるとみられる。

4.『学校基本調査』等の文科省調査について

- 文科省が23年度に行う各種調査については、東日本大震災の影響等を考慮して行われるため、調査結果の公表時期が延期されたり、調査対象・内容等が変更されたり、被災地での調査が中止されたりするなど、例年とは異なるようだ。

- 23年度『学校基本調査速報』の公表時期は延期の見込み

『学校基本調査』は初等中等教育から高等教育までの学校等に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料に供するなど、極めて重要な調査である。

例年、5月1日現在の状況(卒業後の状況調査については前年度間の状況)についての調査資料を5月末までに提出し、8月上旬(22年度は8月5日)に『学校基本調査速報』として公表される。その後、学校施設調査等の調査項目を加えるなどして、12月下旬(22年度は12月24日発行)に『学校基本調査報告書』(確定版)として刊行されている。

23年度は東日本大震災の影響を受け、先ず夏期に公表される『学校基本調査速報』が前年度より遅れそうだ。

加えて、東北3県(岩手・宮城・福島)の被災地を中心に、児童生徒の被災及び大幅な移動を伴う過酷な避難生活、学校等の教育施設の甚大な被害などから、調査結果の例年比較等が難しくなるなどの懸念もある。

なお、『高等学校卒業予定者の就職内定状況に関する調査』や『大学等卒業予定者の就職内定状況調査』については、調査可能な高校・大学等を対象として、例年どおり実施、公表する予定のようだ。